

平成20年度 NPOと行政の協働会議 第4回全体会

日 時：平成20年11月18日（火）15:00~17:00

場 所：ひょうごボランティアプラザ セミナー室

出席者：【NPO部会】坂本、黒田、野崎、能島、河口、前川、柳田

【行政部会】横山、藤原

事務局：高橋、福島、秋澤、荻田、北村、佐伯、藤原

ゲスト参加：県企画県民部県民文化局地域安全課 江尻

（ 敬省略 ）

1 開会挨拶

2 協議題

(1)各専門部会からの報告及び協議

つながり部会

11月6日に出前出張会議の現地となるあしや市民活動センターにおいてつながり部会を行い、21日の当日の最終的な打合せを行った。本日の資料として「第1回あしや市民フェスタ」のチラシと進行シナリオを配っている。現在、各パネリストから当日配付する資料を作成しており、あとは本番を待つのみである。

当日は12時半に芦屋市役所北側広場に集合しオープニングセレモニーに参加した後、会場となるあしや市民活動センターへ移動する。芦屋市長はフォーラムの最後までいる予定になっている。

みなさんも参加していただくよう是非お願いしたい。

第1回あしや市民フェスタについては、県地域協働課が記者発表をしており、プラザからもホームページ掲載とメルマガ配信している。

NPO評価、協働事業評価部会

11月13日に部会を開催した。今回はNPO評価と協働事業評価が合併しての部会になる。協議したことは従来から継続しているNPO評価のあり方についてのこと。

情報公開をすすめることによって一般県民のNPOへの評価や、協働の相手先からの評価を得る仕組みづくりが必要という議論を行った。

情報公開の手法については、プラザのコラボネットや県のホームページを活用してNPOの情報公開を進めることなどいくつかの意見が出た。

NPO法人は法律上、決算書や事業報告書を県等への提出義務がある。この提出資料の内容をホームページ等で公開できるような仕組みを考えられないか。この資料を最低限の内容とし、あとは任意あるいは積極的なNPO法人はプラスアルファとして情報公開できるような自己評価できるワークシートを作っていきたい。そうすることによって、NPOの信用を高めていけないかなどの意見が出た。

今後の方向性として、県に提出された情報をホームページに公開することについて、法的に可能かどうか、技術的に県内に千数百あるNPO法人を公開対象とする場合のコスト的な問題の議論、もうひとつは、NPOが任意で公表する場合の自己評価ワー

クシートのコンテンツづくりが必要になっていくだろうとの議論になっていくと考えている。

うちの法人でもホームページで情報を公開している。しかし、更新に手間がかかる。出来るだけ少ないコストで、効率よくする方法を内部で考えている。情報を公開するのはしんどいことではあるが、やっている。

イベントやトピックなどはいいが、それ以外の情報は年末に大掃除するなどの作業は確かに必要。

そのような議論も部会で出ている。既に県に出している資料を県がPDFなどにするなどの作業をしていただいて県内の全団体の情報が公開されれば、ミニマムの確保にはなる。

県への報告を出していないところに対して担当係は、提出するように再三督促している。事務所にも行ったりしているが、弱体化して決算報告が出せない団体が増えている。少ない職員で、1400団体あるNPO法人への督促の他に指導や新規の受け付けをやっている。お互いが自立していかないといけない。また、ありのままを出すことも評価になると思う。自分の法人のことは見て欲しいのであれば、県民にそれをわかりやすく書いて、出すようにするとか等の方向でできるか検討している。また、他県で行っている例を調べたところシステム制作費用として約1千万円かかることがわかった。他に可能な方法があるか能島氏のアドバイスをいただいて調査しているところである。情報の開示は大切だと考えているので、今後も協力願いたい。

情報開示は、一般県民のNPOへの信頼性が高まるということでは大切。しかし、そうなると、しっかりしていないNPOが目立ってしまうだろう。しかし、そういう団体を少なくすることが、NPOセクターとして大事なことと考えている。また、ありのままの公開はひとつの牽制になるかもしれない。

情報開示は大賛成である。自分のところも情報を出しているが、出すことによって叩かれたこともある。地方ではNPO法人は行政の外郭団体と見られることも少なくない。まだまだNPO法人への理解が足りないと思う。

委託部会

10月22日の部会において事例検討を行い、いくつかの課題項目を出した。まずは、NPOへの委託は単年度契約のものが多く、受託した団体は長期的なビジョンをたてるのが難しい。NPOはここ近年の間育ってきた団体で、まだまだ基盤が弱い。行政との協働で委託を受ける場合、委託料に管理費を含めたものでなければ、委託事業を受けた活動で基盤を作っていくことは難しい。さらに、人材が育つなどのスキルが蓄積していても先が読めない。しかし、管理費がついている委託もある。これは、NPOには管理費は必要ないということではなく、委託をする行政機関の各部所の認識に差があるという問題が浮きあがってきた。

ソフト事業など提案内容により判断が難しいもののコンペなどでは、人件費の安さを単に比較されて、スキルの高さが評価されにくいなどの問題もあった。

このように各部所の協働のあり方が違うことから、行政の担当者やNPOの担当者も協働していくうえで、ある程度理解や認識しあえるQ&Aを作成していくことになっ

ている。これからは、質問項目を抽出していき、それに対して出来るだけわかりやすい答えを作っていく。次回12月16日にはある程度質問項目が抽出できていると思われるので、回答をどのように作っていくかの話し合いになる予定である。

行政機関の部所ごとによる考え方の差はあると思うので、事例にばかり固執しないよう配慮したほうがよい。

行政の職員もまだまだNPOのことを知らない。NPOも自立していってもらわないと委託を受けたら足を引っ張りかねない。そういう人たちをターゲットに基礎的なことを柔らかいトーンで知らせつつ、委託にまで踏み込めるようなものを作りたい。今年度を目途に作成していく予定であるが、これで完結せずにいろんな意見を今後も取り入れていきたいと考えている。

委託はNPOを意識して出しているところと、そうでないところもあり、受けたのがたまたまNPOだったというような委託もある。

県のNPO担当課に他の部所からのNPOに関する問い合わせは増えている。委託や施設の指定管理を考えているがどうしたらよいのかという相談がほとんどである。対応する職員によって答えるトーンが違って来る可能性もあるので、そういった意味でも、ある程度の基準は持っておく必要はある。

NPOに対する不安の問い合わせか。

不安もあるが、各地域でNPOと組んで何かやってみたいという思いからの問い合わせもある。

NPOに対して意識して委託を出しているところと、そうでないところもある。

そういった意味でも委託と補助の違いなどを明らかにしていくことが重要である。委託はきちっと仕事をして、それに見合った対価を得るもの。NPOはしっかりして受けないといけない。ただやってみたいという思いだけで受けると、後でおかしくなってくる。

全体にとっても大事なことなので、とりまとめの直前までくらいに全員参加で図ってみて、難しかったところなどを全員で議論するなどを考えてみてはどうか。

Q & Aについては部会の発表だけでなく全体会にもかけてみて、一般の人が見ても解り易いものにしていくつもり。

部会からの報告はひととおり出た。これまでの報告で何かご意見は。

個人的に感じたことだが、情報公開を検討していることについて、行政の持っている情報を全て公開することは難しいのではないか。公開の意味は、いいかげんなところを探すというよりは、しっかりやっているところは、こうやっている、良い事例を示して良い活動をどんどん拡大していくことに意義があると思う。行政がやるとあら探しになるような気がする。

窓口まで来てもらう形での縦覧は今でもできる。47都道府県のうちホームページで公開しているところは2カ所くらいあるが、いろいろと課題があるようで、内閣府が難色を示している。解決していかないといけない課題はあるが、わざわざ足を運んで見られる範囲のものをネットで出せば、足の不自由な人や遠方に住んでいる人でも見やすくなれるということは検討してもいいかなと考えている。費用の問題も

あるが、ホームページでの公開が進んでいないのは何か理由があるはず。それは説明のできるものにしておかなければならないので、これから調査していく。

3 犯罪被害者への支援について

NPO法人で、「ひょうご被害者支援センター」というところがある。本日はボランティアで犯罪被害者支援という分野があることを知っていただきたいことと、このNPOの活動が広がりつつあり、今後みなさんのところに相談に来ることもあると思うので、このNPOの紹介をさせていただきたい。

平成16年12月に議員立法で「犯罪被害者等基本法」が成立し、翌年4月に施行された。この法律は犯罪被害者の人権を守るために国や地方公共団体が策を講じなければならない、また国民はそれに協力するという内容になっている。施策は福祉の分野などで確立されたものをアレンジして使っている。

私たちは、いつ犯罪被害者になってもおかしくない。被害者は再被害を恐れて外出できなくなったり、周囲の人とうまく人間関係が築けなくなったり、場合によっては家庭崩壊につながることもある。加害者が捕まって、処罰されれば終わるものでもなく、犯罪の被害を受けた人が、日常生活に戻るのには、相当の時間がかかる。その過程では、いろいろな支援が必要なので、民間の支援団体が担う役割には大きな期待が寄せられている。各都道府県に1カ所はそのエリアをカバーできる民間団体を作っていくことになっている。兵庫県では、「ひょうご被害者支援センター」の活動が広がっていけば来年には公安委員会の承認を受けて、現在行っている電話相談やメンタルケア、日常生活のサポートなどを県内でカバーしていくことを期待している。活動の内容上、一定の配慮が必要な場合もあり、お手元に配ったパンフレットには所在地をいっていないが、県としてはこの団体を応援し、これからも協働関係を保っていくことになる。既に活躍しているNPOの皆さんのところへも今後相談に行く☞と思うので、その時は協力願いたい。

今後、協力させてもらうとすれば、どのような内容になるのか。

現在、電話相談を担当している人は、自分でお金を払って研修を受けた人たち。電話相談は神戸の事務所で行うことができたとしても、日常面のサポートとなると、広い兵庫県で継続してサポートすることが難しい。連携する相手があればいいが、誰が行ってもよいという分野ではないので、難しい。また、既にボランティアで活躍している人でこの分野に関心を持って取り組んでくれる人がいれば支援センターに声をかけてもらいたい。

活動している人はどのような研修を受けているのか。

現在は弁護士、臨床心理士、県警本部などの講習で、被害を受けたらどのような状態に陥るのか、関連する法律や必要となる支援は何かなど色々な分野の研修を計8回受けて、終了後、レポートを出して認められれば活動してもらうことになっている。研修は年2回おこなっており、今回は1～3月を予定している。

コーディネーターはどのような人が担っているのか。

臨床心理士で、JR福知山線の脱線事故でも活躍した人物。

事務局の体制はどうなっているのか。

事務局員が8名、電話相談は研修を受けたボランティア。相談場面にはリーダーが

必ずひとりついている。

県内をカバーするとなると、サテライト的なものが必要と考えているのか。

いずれは、サテライトやブランチをおいて県内をカバーしていけるようにしたいと考えているが、今はこの団体を育てていくことに力を入れている。このような分野があることを知ってもらいたい。そして、関心のあるボランティアがいれば「ひょうご被害者支援センター」へつないでもらいたい。

4 その他

皆さんのお手元に「参画と協働 みんなでつくる元気ひょうご」の原稿コピーを配っている。平成19年度の参画と協働関連施策の推進状況報告で、昨日記者発表した。冊子にして全県に配付する。冊子の中で「参画と協働」により活動を進めるポイントとしてNPOをはじめいろんな団体を多く巻き込んで連携したほうがスムーズに定着できるとまとめている。そして、各県民局単位で最新事例を紹介している。ネットでも配信するので、皆さんからもいろんなところへ周知してもらいたい。

PRさせていただきたいが、北播磨県民局の委託で加古川駅前商店街に11月1日から「北播磨ステーション」をオープンした。北播磨地域と南に位置する加古川市との相互交流を目指して、北播磨の農産物販売やイベント情報の発信を行っている。

11月30日に三木市立教育センターにおいて、ひょうごボランタリースクエア21を開催する。午後のフォーラムでは野崎氏に協力してもらっている。また午前中は県民ボランタリー表彰、駐車場ではボランティア・市民活動展示会やふれあいマーケットを行うので、機会があれば参加願いたい。また、12月22日に神戸市内において災害団体支援ネットワーク会議を開催する。会議の中で、講演は黒田氏から中国四川の震災で中国政府からの依頼で活動した報告いただく予定で、中間支援系のNPOや市町社協災害担当コーディネーターなどに参加を呼びかけるなど、従来と違う形で開催する。

それと前後して関西電力と協力して、電気がなくてもできる料理教室を災害ネットワークのメンバーの希望者を中心に行う。企業のほうもライフラインが復旧するまでのことであるので協力的になってくれる。

来年5月頃に「姫路市民活動ボランティアサポートセンター」が立ち上がる予定。公設公営であるが、NPOも運営参加できるよう打診している。

次回開催日

日時：平成21年1月23日（金） 16：00～

場所：ひょうごボランタリープラザ セミナー室